

総合特別区域の進捗に係る評価（検討会への報告案）
〔農林水産業分野〕

令和3年度

あわじ環境未来島特区

[指定：平成23年12月、認定：平成24年2月]

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(4.3+4.1)/2=4.2$

4.2

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	エネルギー(電力)自給率	110%	5
2	二酸化炭素排出量	130%	5
3	再生可能エネルギー創出量	100%	5
4	竹燃料の消費量	20%	1
5	新規就農者数	91%	4
6	再生利用が可能な荒廃農地面積	114%	5
7	一戸当たり農業生産額 <<代替指標による評価>>	110%	5
8	持続人口(定住人口+交流人口)	-	-

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 5 + 4 \times 1 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 1) / 7 = 4.3$

4.3

※1) 1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
(例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.1

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値 $(3.8+4.3+4.5)/3=4.2$

4.2

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

専門家による評価の平均値

3.8

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

4.3

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.5

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

4.5

- ・淡路島を再生可能エネルギーの「テストアイランド」とする方向で様々な取り組みが行われ、これまで実績を積み重ねてきている。「エネルギー(電力)自給率」については、実績値、進捗度とも着実に上昇傾向にある。また、「二酸化炭素排出量」についても同様であり、いずれも望ましい状況で推移している。「再生可能エネルギー創出量」は、昨年度に初めて進捗度100%を切ったが、実績値が引き続き上昇する中で、進捗度もほぼ100%に回復した。
- ・野菜残渣等の廃棄物をバイオマス資源として位置づけたエネルギー利用、荒廃地に繁茂する竹林対策としての竹チップのエネルギー利用で実績があがることが期待される。後者については他に優良事例があれば、そこに学ぶことを考えてもよいかもしれない。
- ・R3年度の新規就農者、耕作放棄地、一戸あたりの農業生産額については改善が見られる。新型コロナウイルス下の社会情勢によるところに依存しているところもあるが、特にこれまでも困難であった新規就農者が増加したことは評価できる。
- ・農業生産額(農協の野菜販売高)は、大幅に増加したが、タマネギ価格の高騰の影響も大きいだろう。相場の変動に影響されない、着実な経営成長が望まれる。農業生産額(農協の野菜販売高)は、大幅に増加したが、タマネギ価格の高騰の影響も大きいだろう。相場の変動に影響されない、着実な経営成長が望まれる。また、当該地域で力を入れている新規参入者は、農協出荷割合が必ずしも高くないため、新規参入者の経営状況も同様に販売高が増加しているかは不明である。
- ・持続人口が伸び悩んでいる。またR2年度以来、観光などが難しい状況が続いているのはやむを得ないところではあるが、アフターコロナを見据えた準備を進め、次のステップに期待したい。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.5

総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算 $(4.2+4.2+4.5 \times 2) / 4 = 4.4$

4.4

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

- ・評価は5～1(評点)で行う。
- ・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
- ・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。